

登記手続案内をご利用のお客様へ



完全予約制です

事前に予約をされていないお客様は、手続案内をお受けすることができません。ただし、当日に予約の空き時間があれば、御案内できる場合がありますので、窓口担当者に確認してください。



ご利用は20分以内です

1回の手続案内は20分以内です。
なお、多くのお客様に手続案内をご利用いただけるよう、20分で終了とさせていただきます。



事前の審査はできません

手続案内では、申請書の記載事項や申請の手続方法について説明します。
内容審査は、受付後に登記官が法律に基づいて行います。



補正の可能性があります

手続案内では、申請書の内容に関する判断はいたしません。
登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。



ご自身で作成してください

申請書や添付書類は、お客様自身で作成していただきます。**申請書の書式は法務局のホームページから取得できます。**



ご自身での作成が難しい方は

一度の手続案内で目的を達成することができず、複数回の来庁が必要な場合があります。時間的制約のある方は、司法書士などの資格者代理人に依頼することも検討されるようお願いいたします。



申請人本人のご利用に限ります

法令上、代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士等)は、ご利用いただけません。

札幌司法書士会

検索

札幌土地家屋調査士会

検索

司法書士などの資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科される場合があります(司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条)。